

和歌山労働局一般公示第5号

登録教習機関に係る登録事項変更の公示について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定による登録教習機関の登録事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき公示する。

令和8年1月21日

和歌山労働局長

記

	変更前	変更後
名称	キャタピラー教習所株式会社	
住所	神奈川県高座郡寒川町一之宮7丁目11番1号	
代表者氏名	代表取締役 五十嵐 高太郎	代表取締役 矢山 秀樹
事務所の名称	キャタピラー教習所株式会社 和歌山教習センター	
事務所の所在地	和歌山県和歌山市向13-2	
変更する年月日	令和8年1月1日	

以上